

小平市空き家等対策計画策定の基本方針について

1 計画策定の背景

小平市は、平成25年1月に「小平市空き家等の適正な管理に関する条例（以下「条例」という。）」を施行し、国は、平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）」を全面施行したことから、これら法令等に基づき、空き家等の所有者等に対し、適正な管理を促してきた。

また、平成28年度に実施した小平市空き家等実態調査の結果を踏まえた課題に的確に対応するため、小平市が今後目指すべき方向性と、その実現のための施策を明示し、空き家等対策を総合的かつ計画的に推進する計画を策定するものである。

2 計画の位置づけ

小平市空き家等対策計画（以下「計画」という。）は、法第6条に規定する空家等に関する対策についての計画として定めるものである。

なお、計画の策定に当たっては、上位計画及び関連する個別計画等との整合性を図る。

3 計画対象期間

対象期間は、平成31年度から平成35年度までの5年間とし、社会情勢等の変化等に応じて見直していくものとする。

4 計画策定体制

(1) 市民等による検討委員会の設置

計画の策定に当たり、識見を有する者及び市民参加の推進を図る観点から公募市民により構成される空き家等対策計画検討委員会において、計画案等の検討を行う。

(2) 市民からの意見・要望の収集

計画の素案に対し、市民意見公募手続（パブリックコメント）を実施し、広く市民の意見や要望等を収集する。

(3) 庁内計画策定体制の確保

計画案の策定に当たり、必要に応じ、空き家等対策の推進に関する庁内検討会議を開催し、関係各課と調整を行うものとする。

5 計画策定上の留意事項

(1) 市議会への報告

計画の策定に当たっては、市民意見公募手続（パブリックコメント）実施の際など、適宜、市議会に対し報告を行う。

(2) 情報の公開

空き家等対策計画検討委員会の会議要録等、計画素案に係る市民意見公募手続の実施、市民意見公募手続等の結果及び策定された計画については、市ホームページ等により公表する。

6 計画策定のスケジュール概要

	検討委員会・市民参加	事務局
30年4月		
5月		議会報告（方針）
6月	市民委員公募（市報6/5号）	
7月	市民委員選考委員会 計画検討委員会①（計画骨子案の検討）	
8月		
9月		
10月	計画検討委員会②（計画素案の検討）	
11月	パブリックコメントの実施 （11月～12月）	議会報告（計画（素案）、パブコメ実施）
12月	↑ ↓	
31年1月		
2月	計画検討委員会③（計画案について）	計画書の製本・印刷
3月		議会報告（計画策定）

※上記スケジュールは、基本方針策定時の予定となっており、現段階のものとは一部異なります。